

設」という。)に係る会計処理のため、貸借対照表の負債の部に新幹線資産見返負債の勘定科目を設けて計算するものとする。この場合において、新幹線資産見返負債は、新幹線鉄道施設に係る資産の減価償却費の額の一部を新幹線資産見返負債戻入として損益計算書の収益に計上するものとする。

2 前項の計算は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額を新幹線資産見返負債として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。

一 全国新幹線鉄道整備法施行令(昭和四十五年政令第二百七十二号)第七条第二項第一号に掲げる額のうち損益計算書の収益に計上される額

二 機構の新幹線鉄道に係る業務に係る資産見返交付金戻入、資産見返補助金戻入、資産見返負担金戻入及び新幹線資産見返負債戻入の合計額

三 全国新幹線鉄道整備法施行令第七条第二項第二号に掲げる額のうち損益計算書の費用に計上される額

四 新幹線鉄道施設に係る減価償却費の額及び新幹線鉄道の建設に関する事業により機構が取得した資産の処分に伴う損失の額の合計額(未収貸付料予定額等)

第十一条 建設勘定において、令第七条第一項第一号の額のうち元金の償還に充てるべき金額に相当する額及び同項第二号による額の合計額が減価償却費の額に不足する場合は、当該不足額に相当する額については、貸借対照表の資産の部に未収貸付料予定額の勘定科目を設けて、同科目に計上するものとする。

2 前項の規定による合計額が同項の規定による減価償却費の額を超える場合は、同項の規定による未収貸付料予定額について、その残額がなくなるまで当該超過額に相当する額を減額するものとする。この場合において、当該超過額から未収貸付料予定額を控除してなお残金があるときは、その残金の額については、貸借対照表の負債の部に譲渡調整引当金の勘定科目を設けて、同科目に計上するものとする。

3 第一項に規定する未収貸付料予定額がなくなつた場合は、前項の規定による超過額に相当する額については、貸借対照表の負債の部に譲渡調整引当金の勘定科目を設けて、同科目に計上

するものとする。第一項に規定する未収貸付料予定額がない場合についても、同様とする。

(退職給付引当金見返)

第十一条の二 建設勘定においては、退職給付引当金に係る会計処理のため、貸借対照表の資産の部に退職給付引当金見返の勘定科目を設けて計算するものとする。

2 前項の計算は、毎事業年度、当該事業年度の前事業年度末における退職給付引当金見返の額に第一号及び第二号に掲げる額の合計額を加えた額を退職給付引当金見返として貸借対照表の資産の部に計上するものとする。

一 当該事業年度末における退職給付引当金の額から当該事業年度前事業年度末における退職給付引当金の額を減じて得た額

二 当該事業年度において支給された退職給付の額から当該事業年度における退職給付費用として配賦された額を減じて得た額

(建設勘定受入金及び地域公共交通等勘定繰入金)

第十一条の三 法第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定(以下この条において「地域公共交通等勘定」という。)において、同条第七項の規定により建設勘定から繰入金を受け入れた場合には、貸借対照表の負債の部に建設勘定受入金の勘定科目を設けて、同科目に当該繰入金の額に相当する金額を計上するとともに、建設勘定において、貸借対照表の資産の部に地域公共交通等勘定繰入金金の勘定科目を設けて、同科目に当該繰入金金の額に相当する金額を計上するものとする。

2 法第十七条第八項の規定により地域公共交通等勘定から建設勘定に繰入れを行った場合には、地域公共交通等勘定において、当該繰入金金の額に相当する金額を建設勘定受入金に計上した金額から減額するとともに、建設勘定において、当該繰入金金の額に相当する金額を地域公共交通等勘定繰入金に計上した金額から減額するものとする。

3 前項の場合において、株式の処分により生じた収入の額が当該株式の帳簿価額を下回り、その差額を地域公共交通等勘定の損益計算書の費用に計上するときは、同勘定において、当該差額に相当する金額を建設勘定受入金に計上した金額から減額し、その額と同額を建設勘定受入金減額益として損益計算書の収益に計上するとともに、建設勘定において、当該差額に相当す

る金額を地域公共交通等勘定繰入金に計上した金額から減額し、その額と同額を地域公共交通等勘定繰入金減額損として損益計算書の費用に計上するものとする。

(積立金の記載)

第十一条の四 第九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定において、法第十八条第二項の規定による積立金を貸借対照表の資本の部に計上する場合は、通則法第四十四条第一項の規定による積立金と区分して計上するものとする。

(収益の獲得が予定されない償却資産)

第十二条 国土交通大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に对应すべき収益の獲得が予定されないこと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価償却と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第十二条の二 国土交通大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に对应する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額(以下この条において「除去費用等」という。)についてその除去費用等に对应すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

第十二条の三 国土交通大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

(財務諸表)

第十三条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に掲げる行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(事業報告書の作成)

第十三条の二 機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 機構の目的及び業務内容
- 二 国の政策における機構の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明
- 十三 内部統制の運用状況
- 十四 機構に関する基礎的な情報(財務諸表の閲覧期間)

第十四条 機構に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類)

第十四条の二 機構に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。

(会計監査報告の作成)

第十四条の三 通則法第三十九条第一項後段の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 機構の役員及び職員

二 機構の子法人の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

三 会計監査人は、通則法第三十八條第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

- 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
- 二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項
 - ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見がある場合は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九條第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報

六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に關して必要な報告

七 会計監査報告を作成した日

四 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 会計方針の変更
 - 二 重要な偶発事象
 - 三 重要な後発事象
- 第十五條 機構は、通則法第四十五條第一項ただし書の規定により短期借入金金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
 - 二 借入金金の額
 - 三 借入先
 - 四 借入金の利率
 - 五 借入金金の償還の方法及び期限
 - 六 利息の支払の方法及び期限
 - 七 その他必要な事項
- 第十六條 機構に係る通則法第四十八條に規定する主務省令で定める重要な財産は、次に掲げるものとする。

一 法第十七條第一項第一号に掲げる業務については、鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に伴い譲渡し、又は交換する不動産以外の財産であつて、その価額が三千万円以上のもの

二 法第十七條第一項第二号から第四号までに掲げる業務については、土地及び建物並びに特許権及び実用新案権

第十七條 機構は、通則法第四十八條の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法

四 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

第十七條の二 機構に係る通則法第五十條の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として国土交通大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

二 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として国土交通大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合に於ては他の現内部組織）が行つていた場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

第十八條 機構に係る通則法第五十條の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員（退職管理に関する政令（平成二十二年政令第三百八十九号）第二十七條第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして国土交通大臣が定めるものとする。）（国土交通省令で定める規格）

第十九條 法第十三條第一項第五号の国土交通省令で定める規格は、次に掲げる要件を満たすこととする。ただし、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二條第六号に規定する都市鉄道利便増進事業として同条第三号に規定する都市鉄道施設又は同条第四号に規定する駅施設の建設又は改良を行う場合は、この限りでない。

一 主たる区間を列車又は車両が四十五キロメートル毎時以上の速度で走行できること。

二 旅客会社及び貨物会社以外の鉄道事業者の鉄道又は軌道については、四両以上の車両を連結して運行できること。

第二十條 令第三条第三号の国土交通省令で定める速度は、最高速度百三十キロメートル毎時とする。

二 令第三条第四号の国土交通省令で定める速度は、最高速度百三十キロメートル毎時とする。

第二十一條 機構は、法第十四條第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 当該鉄道施設又は軌道施設に係る鉄道事業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該鉄道施設又は軌道施設に係る鉄道又は軌道の線名及び区間
 - 三 貸付予定期日又は譲渡予定期日
 - 四 貸付料の額又は譲渡価額
 - 五 貸付料又は譲渡の対価の收受方法
 - 六 貸付料の額又は譲渡価額の算出の基礎
- 二 機構は、法第十四條第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 二十二條 令第十三條第三項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

- 一 令第十三條第一項の期間最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表
 - 二 期間最後の事業年度の損益計算書
 - 三 期間最後の事業年度の事業年度末の利益の処分に関する書類
 - 四 承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類
- （長期借入金の認可の申請）
- 第二十三條 機構は、法第十九條第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
 - 二 借入金金の額
 - 三 借入先
 - 四 借入金の利率
 - 五 借入金金の償還の方法及び期限
 - 六 利息の支払の方法及び期限
 - 七 その他必要な事項
- （償還計画の認可の申請）
- 第二十四條 機構は、法第二十一條の規定による認可を受けようとするときは、通則法第三十一條第一項前段の規定により年度計画を届け出た後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した償還

第二十二條 令第十三條第三項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

一 令第十三條第一項の期間最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表

二 期間最後の事業年度の損益計算書

三 期間最後の事業年度の事業年度末の利益の処分に関する書類

四 承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

（長期借入金の認可の申請）

第二十三條 機構は、法第十九條第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

（償還計画の認可の申請）

第二十四條 機構は、法第二十一條の規定による認可を受けようとするときは、通則法第三十一條第一項前段の規定により年度計画を届け出た後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した償還

計画を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金（第三号に掲げるものを除く。）の総額並びに当該事業年度における借入見込額及びその借入先

二 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の総額並びに当該事業年度における発行見込額及び発行の方法

三 次に掲げる債務の額

イ 旧事業団法附則第七条第一項の規定により同項の規定による解散前の鉄道整備基金（以下「基金」という。）から法附則第三条第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）が承継し、さらに、法附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務（以下「承継債務」という。）のうち旧基金法附則第四条第五項に規定する日本国有鉄道の長期借入金に係るもの

ロ 承継債務のうち新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構の長期借入金に係るもの

ハ 承継債務のうち新幹線鉄道保有機構債券に係るもの

ニ 承継債務のうち基金の長期借入金に係るもの

ホ 承継債務のうち鉄道整備基金債券に係るもの

ヘ 承継債務のうち事業団の長期借入金に係るもの

ト 承継債務のうち運輸施設整備事業団債券に係るもの

四 法附則第三条第十一項の規定により繰り入れらるべき金額

五 前四号に掲げる債務の償還の方法及び期限

六 その他必要な事項

（立入検査の証明書）

第二十五条 法第二十四条第二項の立入検査をする職員的身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

第二十六条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（同規則第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十

八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第一項及び第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号並びに第八十二条第二項（これらの規定を船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第四十九条において準用する場合を含む。）の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

第二十七条 機構は、鉄道施設又は軌道施設（法

第十七条第一項第一号に掲げる業務に係るもの）に限り、法第十三条第一項第三号又は第六号の規定により貸し付けたものを除く。）に係る電気事故が発生したときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（業務の特例に関する経過措置）

第二条 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第四条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一 法附則第十一条第一号に規定する助

成金の交付に関する事項

二 法附則第十一条第二号に規定する船舶の使用及び譲渡に関する事項

三 法附則第十一条第三号に規定する資金の貸付けに関する事項

四 法附則第十一条第四号に規定する資金の貸付けに関する事項

五 法附則第十一条第五号に規定する資金の貸付けに関する事項

六 法附則第十一条第六号に規定する長期借入金の借入れに関する事項

七 法附則第十一条第七号に規定する長期借入金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払に関する事項

八 法附則第十一条第三項に規定する権利及び義務の承継に伴い必要となる業務に関する事項

九 法附則第十一条第五項に規定する協定、貸付契約及び保証契約に係る事業団の業務に関する事項

十 法附則第十一条第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行わ

れる場合には、第九条第一項第一号中「法第十七条第一号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第一号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」と、同項第二号中「法第十七条第一項第二号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第二号に掲げる業務、法附則第十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務」と、同項第三号中「法第十七条第一項第三号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第三号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」と、同項第四号中「法第十七条第一項第四号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務、同条第三項に規定する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち協定に係る業務」と、同条第二項第一号中「限る。」とあるのは「限る。」並びに法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とする。

3

前項の規定により読み替えて適用される第九条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定は、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。

一 法第十七条第一項第三号に掲げる業務

二 法附則第十一条第一項第三号に掲げる業務

及びこれに附帯する業務

九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定は、内訳として、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分するものとする。この場合において、第一号から第三号までに掲げる業務に関する管理費は、第四号に掲げる業務に係る経理単位において経理するものとする。

一 法第十七条第一項第四号に掲げる業務、法附則第十一条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち協定に係る業務

二 法附則第十一条第一項第四号に掲げる業務

三 法附則第十三条第三項の業務のうち法第十七条第四項第三号に規定する特定債務の償還等に係るもの（法附則第三条第十一項の規定による繰入れを含む。）

4

法附則第十一条第三項の業務のうち前号に掲げる業務以外のもの

法附則第十一条第四項の規定により機構が行う同項に規定する事業については、附則第八条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法施行規則（昭和三十九年運輸省令第二十六号。以下「旧公団法施行規則」という。）第五条及び第五条の二の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法施行規則第五十条中「法第二十条第一項第八号ロ」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第八号ロ」と、旧事業団法施行規則第六条中「法第二十条第一項第九号ハ」とあるのは「旧事業団法第二十条第一項第九号ハ」と、旧事業団法施行規則第七條中「法第二十条第七項第四号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第四号」と、同条第一号中「法第二十条第七項第一号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第一号」と、同条第二号中「運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）

四 法附則第十一条第三項の業務のうち前号に掲げる業務以外のもの

法附則第十一条第四項の規定により機構が行う同項に規定する事業については、附則第八条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法施行規則（昭和三十九年運輸省令第二十六号。以下「旧公団法施行規則」という。）第五条及び第五条の二の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧公団法施行規則第五十条中「法第二十条第一項第八号ロ」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第八号ロ」と、旧事業団法施行規則第六条中「法第二十条第一項第九号ハ」とあるのは「旧事業団法第二十条第一項第九号ハ」と、旧事業団法施行規則第七條中「法第二十条第七項第四号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第四号」と、同条第一号中「法第二十条第七項第一号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第一号」と、同条第二号中「運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）

5

法附則第十一条第五項の規定により協定、貸付契約及び保証契約に係る事業団の業務に関する事項

法附則第十三条第三項の業務のうち法第十七条第四項第三号に規定する特定債務の償還等に係るもの（法附則第三条第十一項の規定による繰入れを含む。）

6

法附則第十一条第五項の規定により機構が行う業務については、附則第八条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法施行規則（平成九年運輸省令第五十五号。以下「旧事業団法施行規則」という。）第五条から第七条までの規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法施行規則第五十条中「法第二十条第一項第八号ロ」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第八号ロ」と、旧事業団法施行規則第六条中「法第二十条第一項第九号ハ」とあるのは「旧事業団法第二十条第一項第九号ハ」と、旧事業団法施行規則第七條中「法第二十条第七項第四号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第四号」と、同条第一号中「法第二十条第七項第一号」とあるのは「旧事業団法第二十条第七項第一号」と、同条第二号中「運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）

7

法附則第十三条第三項の業務のうち法第十七条第四項第三号に規定する特定債務の償還等に係るもの（法附則第三条第十一項の規定による繰入れを含む。）

8

法附則第十三条第三項の業務のうち法第十七条第四項第三号に規定する特定債務の償還等に係るもの（法附則第三条第十一項の規定による繰入れを含む。）

を改正する法律の施行に伴う関等の処理に関する係令の整備に関する政令第二の法律施行令第九十九条の規定による改正前の附則八条の規定による日本国有鉄道清算事業団の債務等とした協議に等しいとして、都道府県知事等と協議に基づき開発行を

3 法の施行の日前に次の表の上欄に掲げる法令の規定により同表の下欄に掲げる者が公団又は事業団に対してした許可、承認その他の行為は、それぞれ、同表の上欄に掲げる法令の規定により同表の下欄に掲げる者が機構に対してした許可、承認その他の行為とみなす。

測量法（昭和二十四年法律第八八号）土地院十八号）第三十条第一項	の長	道路管理者
道路法第二十四条	道路管理者	道路管理者
道路法第三十一条	道路管理者	道路管理者
土地区画整理法第七十六条第一項	都道府県知事	都道府県知事
地すべり等防止法（昭和三十三年）都道府県知事法律第三十号）第十八条第一項	都道府県知事	都道府県知事
下水道法第十六条	公共下水道管理者	公共下水道管理者
河川法第二十条	河川管理者	河川管理者
河川法第五十五条第一項	河川管理者	河川管理者
電気事業法第五十条の二第三項及経済産業大臣第七項	河川管理者	河川管理者
国立公園団施設地区等管理規則（昭和二十八年厚生省令第四十九号）第四条第一項	環境大臣	環境大臣

（日本鉄道建設公団法施行規則等の廃止）

第八条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 日本鉄道建設公団法施行規則
- 二 運輸施設整備事業団法施行規則
- 三 運輸施設整備事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年運輸省令第五十六号）
- 四 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二十一条第一項第一号に規定する移動円滑化のための事業を定める省令（平成十二年運輸省令第三十七号）

（船舶原簿等に関する経過措置）

第九条 この省令の施行の際現に事業団が所有する船舶の船舶原簿に登録されている事項及び船舶国籍証書に記載されている事項のうち所有者の氏名又は名称に係る部分については、「運輸

施設整備事業団」とあるのは、この省令の施行の日、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と変更されたものとみなす。

附則（平成一六年三月二三日国土交通省令第二一号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月二六日国土交通省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の規定は、平成十五年十月一日から適用する。

附則（平成一七年三月七日国土交通省令第二二号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

附則（平成一七年三月二九日国土交通省令第二三三号）

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年七月二九日国土交通省令第二八三三号）

この省令は、都市鉄道等利便増進法の施行の日（平成十七年八月一日）から施行する。

附則（平成一八年五月一七日国土交通省令第六五号）

第一条 この省令は、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令第九十九条第一項及び第三項並びに附則第二条第三項の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備

備支援機構の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る経理から適用する。

附則（平成二二年四月一日国土交通省令第一五号）

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附則（平成二二年一月二六日国土交通省令第五五号）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

附則（平成二三年七月二九日国土交通省令第五五号）

この省令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月三一日国土交通省令第一九号）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。（中期目標管理法人となる独立行政法人の業務実績等報告書に係る経過措置）

第二条 改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは、「当該事業年度における業務の実績（当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。）と、「第二十九條第二項第二号に」とあるのは、「第二十九條第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは、「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果（当該項目が通則法」とあるのは、「結果（当該項目が旧通則法」と、「期間における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは、「期間における業務の実績（当該項目が旧通則法」とする。

一五 略

六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令第七條の二第一項（事業報告書の作成に係る経過措置）

第四条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

一五 略

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令第十三條の二第三項

附則（平成二七年八月二五日国土交通省令第六四号）

1 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月二十六日）から施行する。（経過措置）

2 第二条の規定による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令附則第二条第三項第二号及び第四号に掲げる業務に係る経理単位に係る独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の権利及び義務は、この省令の施行の日において第二条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（以下この項において「新令」という。）附則第二項の規定により読み替えて適用される新令第九條第三項第一号に掲げる業務に係る経理単位が承継する。

附則（平成二七年九月二日国土交通省令第六七号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月一八日国土交通省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年八月二四日国土交通省令第六四号）

この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日（平成三十年八月三十一日）から施行する。

附則（平成三一年三月二九日国土交通省令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

